

病院での支払いが上限額までになる認定証について

入院時など医療費が高額になる場合に病院の窓口で提示すると、支払いが一定の上限額までになる認定証を発行しています。市県民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。入院や日帰り手術などの予定のある人は、事前に申請してください。

マイナ保険証で認定証が不要に

保険証利用登録が済んだマイナンバーカード（以下マイナ保険証）を利用できる医療機関で、本人の同意があり適用区分の確認ができる場合は、認定証の提示が不要になりました。認定証を事前に申請しなくても支払いが自己負担限度額までになるので、ぜひマイナ保険証を活用してください。

認定証の交付を受けられる人 国民健康保険

マイナ保険証を利用できない医療機関で受診する場合や、直近12か月の入院日数が90日を超える市県民税非課税世帯の人で、入院時の食事代の減額をさらに受ける場合は、認定証の申請手続きが必要です。認定証

は、申請のあった月の1日から有効です。現在認定証を持っている人で、8月1日以降も利用する場合は、あらかじめ申請が必要です。申請受付は7月1日(月)からです。

必要な物 保険証、本人確認のできる物、本人と世帯主・同世帯の国保加入者のマイナンバー（個人番号）、認定証（現在交付されている人のみ）、市県民税非課税世帯の人は過去12か月の入院日数が分かる領収書や明細書、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

後期高齢者医療

現在、認定証が交付されている人で、引き続き対象になる場合は、保険証と一緒に新しい認定証を発送します。新たに申請する場合は、事前に相談してください。

必要な物 保険証、マイナンバー（個人番号）と本人確認のできる物、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物



問い合わせ先と申請窓口			
国民健康保険税		市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当 (☎027-321-1235)	または、各支所市民福祉課
国民健康保険証・高齢受給者証	負担割合・給付・認定証	市役所1階 8番窓口 保険年金課国保担当 (☎027-321-1236)	
	その他	市役所1階 9番窓口 保険年金課資格賦課担当 (☎027-321-1235)	
後期高齢者医療・福祉医療 68・69歳の高齢者医療・認定証		市役所1階10番窓口 保険年金課医療給付担当 (☎027-321-1237)	

国民年金保険料の免除申請は7月1日から

問/保険年金課年金担当 ☎027-321-1238

7月1日(月)から、令和6年度（7月～来年6月）の国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受け付けます。過年度の申請は、申請日からさかのぼって2年1か月前の月分まで受け付けます。必要な物を持って、市役所1階15番窓口保険年金課か各支所市民福祉課で申請してください。

保険料の免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。昨年度、全額免除や納付猶予に該当し、

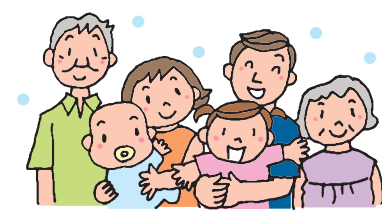
継続申請が承認されている人は、申請の必要はありません。日本年金機構から届く結果通知を確認してください。

必要な物 マイナンバー（個人番号）と本人確認のできる物、基礎年金番号通知書か年金手帳、失業中の人は雇用保険離職票か雇用保険受給資格者証、代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のできる物と委任状



納付や申請は忘れずに

国保・後期高齢・医療助成のお知らせ



納税通知書と保険料額決定通知書を7月5日・11日に発送

令和6年度の国民健康保険の保険税額と後期高齢者医療の保険料額が決定しました。下記のとおり通知書を発送するので、届いたら確認してください。

国民健康保険税の納税通知書

送付先 納税義務者である世帯主 **発送日** 7月5日(金)

後期高齢者医療の保険料額決定通知書

送付先 被保険者 **発送日** 7月11日(木)

納期限までに忘れずに納付を

納付には、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」があります。納付書で納める人は、期限までに納めてください。第1期の納期限は、7月31日(水)です。

減免申請は納期限までに

災害や長期入院、失業で収入が著しく減少し、保険税や保険料の納付が困難な時には、減免制度を利用できる場合があります。

世帯主へ
7/5(金)
発送



被保険者へ
7/11(木)
発送



8月1日から使う保険証や受給者証などを発送

8月1日(木)からは、新しい保険証などを使用してください。詳しくは、同封の通知を確認してください。

7/4(木) 発送 後期高齢者医療被保険者証

対象 75歳以上または認定による後期高齢者医療被保険者 **自己負担割合** 1割・2割・3割



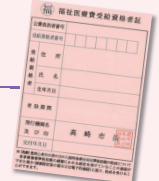
7/8(月) 発送 国民健康保険被保険者証

世帯主宛てに送付。
対象 国民健康保険加入者 **自己負担割合** 未就学児＝2割 小学1年生～69歳＝3割 70～74歳＝2割または3割



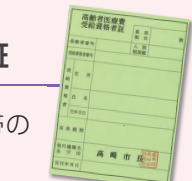
7/16(火) 発送 ひとり親家庭の福祉医療費受給資格者証

対象 19歳未満の子どもがいるひとり親家庭の人で、受給資格者証を持っている人



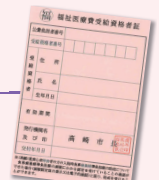
7/16(火) 発送 高齢者医療費受給資格者証

対象 68・69歳の市県民税非課税世帯の人で、受給資格者証を持っている人



7/16(火) 発送 重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証

対象 一定の障害のある人で受給資格者証を持っていて、所得基準を満たす人



手続きが必要な人

対象となる人で、令和6年度の市県民税などの申告が必要な人には、その旨を通知します